



平和は最大の福祉

戦争は絶対、してはいけない

集団的自衛権を丁寧に説明を

わが国の平和と安全を守るために何をすべきか？

第二次世界大戦後の国際連合も戦争を禁止してきた。しかし、いまだに実現していない。米ソ冷戦時代を遥かに凌ぐ紛争が世界の各地で起きている。

人は生まれながらにして欲望を持ち、戦うことが人間、いや動物の本能に組み込まれている以上戦争を地球上から一掃することは容易ではない。

国連は戦争を違法行為として禁止し、違法な侵略を行った国を加盟国全体で制裁すると言っている。安全保障体制を憲章で明記している。しかし、安全保障理事会

わたなべ便り

NO.18

虚心坦懐ー見ます・聞きます・伝えます

平成26年9月
岡山県議会議員 渡辺 吉幸
TEL:(0868) 36-7739
MAIL:yoshiyuki_yoshi@ybb.ne.jp

の常任理事国に拒否権を与えた事もあって、この集団安全保障体制は機能しなくなっている。従って各国とも集団的自衛権によって自国の安全の確保を図らざるを得ない。

アメリカの力に陰りが見えてきた今日。同じ価値観を有する国々で助け合うことは不自然ではなく、理念や利害を共有する国々とともに、集団的な安全保障体制を確立することこそ平和と安全を守る礎石である。

わが国さえ戦争に巻き込まなければいいという片務的な一國平和主義では、これからは通用しない。我が国の近傍には非民主国家が実在し、不穏な動きをしていることを忘れてはならない。

チベットはいまや某国の属国。チベットの指導者ダライ・ラマ一四世は自国を追われインドに亡命。チベットはいまや大量の漢民族の流入で故意の民族浄化が進みチベット民族は少数派になりつつある。

日米安保反対、自衛隊反対を大合唱していた数十年前を思い起こすに、東日本大震災以降多くの国民に理解を頂き自衛隊の支持率も90%を超えた。過去(60年安保闘争)を振り返るに当時の政権は毅然とした対応で、新安保条約が採決された。今考えるに将来を見据えた大英断であったと思う。

ベトナムやフィリピンなどと南シナ海の島嶼(とうしよ)をめぐる領有権争いの激化を垣間見るとき、わが国固有の領土尖閣諸島は大丈夫なのか。一部のマスコミの先導や綺麗ごとだけで物事を判断すると正道を見誤ることになると危惧する。

某県の県会議員の無様な対応などなど地方議員の資質が問われている。会う人会う人が一様に「渡辺さんは大丈夫」と訊かれる。

そもそも政務活動費は議員が政務調査のため必要とされる活動に対して税金から支払われるお金であり、当然領収証を添付の上常識の範疇で使用している。たとえば事務所借り上げや付随する諸経費、人件費などに使用している。政務活動費からの支出は二分の一、残りの半分は後援会等からの支出である。寄付金等で政治資金が潤沢であればいいが、残念ながら私個人からの持ち出しがほとんどである。もちろん交際費などへの使用は一切認められていない。

領収証は岡山県(二万円)を除き他県は一元からの領収を添付している。たぶん岡山県も来年からは一元以上の領収証添付になると思われる。

個人的にはもっと早く一元以上にすべきと発言していたので残念である。政務活動費のマニアルを遵守し、倫理観を持って対処すれば問題は起らないと確信している。ただ、どこからが公務でどこからが私人かといえ、線引きは大変難しいことも事実である。

政務活動費の使途で疑義を呈するようでは議員としての尊厳はなく信頼も得られない。皆様から信頼を得るためにも、しっかりと情報公開に努め襟を正し、皆様の付託に応えなければと心に誓うのである。 わたなべ



主な鳥獣の捕獲数の推移

(単位: 頭・羽)

区分	年度	H元	H5	H10	H15	H20	H22	H23	H24	H25
イノシシ	狩猟	1,092	1,907	3,929	7,219	6,306	9,914	7,568	7,244	7,635
	許可	238	677	2,083	5,550	6,473	10,703	7,744	8,143	11,087
	計	1,330	2,584	6,012	12,769	12,779	20,617	15,312	15,387	18,722
シカ	狩猟	121	162	239	759	1,796	1,890	2,365	3,155	3,312
	許可	13	60	179	655	1,612	2,666	3,018	3,395	6,702
	計	134	222	418	1,414	3,408	4,556	5,383	6,550	10,014
サル	許可	71	84	76	93	123	159	139	158	184
ヌートリア	狩猟	1,481	986	553	795	663	1,134	547	453	297
	許可	1,801	1,359	1,224	1,539	1,943	3,565	2,261	2,375	2,568
	計	3,282	2,345	1,777	2,334	2,606	4,699	2,808	2,828	2,865
カワウ	狩猟	-	-	-	-	142	73	108	463	597
	許可	0	90	48	406	736	343	425	441	558
	計	0	90	48	406	878	416	533	904	1,155

【参考1】 狩猟者登録(県内者)の状況

年度	狩猟免許保有者年齢構成			狩猟者登録状況(県内者)				
	20~39歳	40~59歳	60歳以上	網	わな	第1種銃(散弾銃等)	第2種銃(空気銃)	計
H元	17.1%	63.5%	19.4%	190人		5,623人	273人	6,086人
H10	5.4%	55.9%	38.7%	776人		4,016人	267人	5,059人
H20	4.5%	33.3%	62.2%	13人	1,530人	2,693人	82人	4,318人
H22	4.6%	25.7%	69.6%	19人	1,678人	2,366人	92人	4,155人
H23	4.6%	22.0%	73.5%	19人	1,836人	2,250人	87人	4,192人
H24	4.9%	21.5%	73.6%	15人	1,914人	2,094人	88人	4,111人
H25	5.2%	20.9%	73.9%	19人	2,011人	1,963人	101人	4,094人

【参考2】 鳥獣による農林水産被害金額

(単位: 千円)

区分	年	H元	H5	H9	H10	H15	H20	H22	H23	H24	H25
獣類	イノシシ	69,118	170,250	229,153	218,890	240,471	139,736	177,989	156,958	142,374	146,884
	シカ	(その他に計)	35,477	77,182	24,092	51,557	39,192	83,614	106,580	83,244	88,325
	サル	18,092	15,575	22,482	25,861	25,233	26,495	35,870	32,735	32,918	34,950
	ヌートリア	44,453	19,233	22,306	16,744	15,630	17,261	20,025	16,958	16,596	16,519
	その他	72,657	63,617	41,468	39,023	28,604	10,990	12,620	10,537	5,886	6,493
獣類計	204,320	304,152	392,591	324,610	361,495	233,674	330,118	323,768	281,018	293,171	
鳥類	カワウ	(内訳データなし)			5,300	28,712	66,650	58,947	52,069	49,247	49,204
	その他	(内訳データなし)			167,542	89,934	77,079	77,607	74,275	52,299	52,443
	鳥類計	274,771	179,726	164,748	172,842	118,646	143,729	136,554	126,344	101,546	101,647
合計	479,091	483,878	557,339	497,452	480,141	377,403	466,672	450,112	382,564	394,818	

狩猟及び許可による鳥獣の捕獲状況について

県では、野生鳥獣による生態系や農林水産業、生活環境への被害を防止するため、関係部局が連携し、その捕獲推進に取り組んでいるところであるが、このたび、次のとおり平成25年度の捕獲数を取りまとめた。

1 対象期間

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

2 主な鳥獣の捕獲数

（単位：頭・羽）

鳥獣・捕獲種別		年度	
		平成25年度	平成24年度
イノシシ	狩猟による捕獲	7,635	7,244
	許可による捕獲※	11,087	8,143
	計	18,722	15,387
シカ	狩猟による捕獲	3,312	3,155
	許可による捕獲※	6,702	3,395
	計	10,014	6,550
サル	計（許可による捕獲※のみ）	184	158
カワウ	狩猟による捕獲	597	463
	許可による捕獲※	558	441
	計	1,155	904

※許可による捕獲：有害鳥獣捕獲許可による捕獲数。

3 主な捕獲推進対策

（1）狩猟の促進

- ・ 狩猟期間の延長
- ・ くくりわなの規制緩和
- ・ 捕獲頭数の制限解除

（2）有害捕獲（許可捕獲）の促進

- ・ 有害鳥獣駆除班活動奨励補助金（単県）
- ・ 有害鳥獣捕獲柵等設置補助金（単県）
- ・ 有害獣捕獲強化緊急対策事業（単県）【農林水産部】
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）【農林水産部】
- ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策（国庫・基金事業）【農林水産部】

（3）捕獲の担い手確保

- ・ 狩猟者免許試験の開催回数増加、休日開催
- ・ 「おかやま狩猟フォーラム」の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする（第7条の3及び第7条の4）。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する（一部を除く）。